

# 立神峡里地公園だより

氷川町子育て応援講演会

## 未来は子ども達のために～自然体験と子育て～ 森のようちえんがはぐくむもの

12月4日、氷川町健康センターにおいて、「未来は子ども達のために～自然体験と子育て～森のようちえんがはぐくむもの」として氷川町子育て応援講演会を行いました。

長野県飯綱高原において長年、子どもとの自然体験活動を行われてきた内田幸一先生（森のようちえん全国ネットワーク運営委員長）を迎えての講演会です。幼少期における自然とのふれあいの大切さを映像を交えながらわかりやすくお話いただきました。終わってからの茶話会や午前中の森のようちえんにも特別参加していただき参加者の皆さんも大満足の日となりました。



▲内田先生と木のぼり体験

## 参加者募集

■てしごとカフェ「簡単マフラー作り」（飲み物付き）おひとり500円

日時：1月27日（木）・28日（金）10:00～15:00（お好きな時間帯にどうぞ）

対象：子育て中の方や、興味のある方などなたでも！お茶を飲みながら、おしゃべりしたり、マフラー作りを楽しんだり、てしごとカフェにどうぞお気軽にお集まりください。簡単にハンドメイドできますよ!!（申し込みが必要です）

定員：1日10組ずつ お申し込みは、立神峡公園管理組合までお願いします。



▲簡単に出来ますよ!



▲てしごとカフェ マフラー作り

## ■里山さんぽ

立神峡公園に昔からある、今は使われていない道を見つけました! 子どもたちの冒険心をくすぐるようなおさんぽ会になればと思います。

日時：1月16日（日）10:00～11:30（受付9:40～）

対象：未就学児および保護者

場所：立神峡公園管理棟 集合

参加費：親子で1,000円



お問い合わせ先 立神峡公園管理組合 担当：幸山 ☎62-1543

## 火

今も昔も私たち人間は「火」を使い、生活しています。

現在の私たちの生活の中では火は料理に使い、暖をとる時に使われ、ポタン一つで私たちは「火」を使い生活しています。

昔の里山ではどうだったのでしょうか。当然、料理に「火」を使いますが、薪を使って「火」をおこして使っていました。暖をとる場合も同じです。炭を使い、囲炉裏や火鉢で暖をとっていました。

今も昔も大切な「火」、特に今から寒くなります。火の扱いには注意しましょう。

（廣瀬）



# 農業委員会だより

## 氷川町農業委員会委員 選挙人名簿登録申請書について

先月号でもお知らせしましたが、町選挙管理委員会では、その年に選挙があるなしかかわらず、農業委員の選挙権のある人からの申請に基づいて、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を作成します。

申請書は12月下旬に区長を通じて各農家に配布してあります。お手もとに届いていないでしょうか。

農業委員の選挙は一般の選挙とは異なり、選挙権がある人からの申請に基づいて選挙人名簿が作成されます。名簿に登録されていないと投票もリコールもできなくなってしまうので、次に当てはまる方は、忘れずに申請をお願いいたします。

### ◆申請が必要な方

平成3年4月1日以前に生まれた方で、平成23年1月1日現在、町内に住民票を有しており、次の①または②の条件を満たす方

①10アール以上の農業経営者。またはその配偶者・および同居の親族で年間60日以上農業に従事している方。

②農業生産法人の社員・従業員で年間60日以上農業に従事している方

右記①または②の条件を満たしているのに申請書が届いていない場合は、お問い合わせください。なお、新規登録される場合は、区長・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局より申請書を受け取ってください。

申請書は、同封の記入例と記載上の注意をよくご覧のうえ、平成23年1月1日現在の状況をご記入ください。

昨年の選挙人名簿に登録されている方の氏名はすでに印刷されています。その後新たに農業

に従事された方の氏名は、手書きで書き加えてください。また、死亡された方や転出された方については、事務の都合上削除ができませんのでそのまま氏名が載っている場合があります。その場合は、お手数ですが二重線で削除をお願いいたします。

申請書の提出締切は1月7日（金）です。期日までに必ず、区長を通じて農業委員会事務局へ提出して下さい。くれぐれも申請漏れののないようご注意ください。

【問い合わせ先】  
選挙管理委員会事務局 ☎52-71111  
農業委員会事務局 ☎52-5861

## 遊休農地等の草払いのお願い

遊休農地等として耕作されずにいる農地や、荒れたまま放置されている土地に雑木・雑草等が繁殖すると、火災・犯罪・病虫害等の発生原因になる恐れがあり、周囲に大変迷惑となります。

もし、あなたが所有（管理）されている土地に雑草等が繁殖している場合は、早急に草刈・除草等を行い、周囲の農作業等に迷惑のかけられない状態に保ちましょう。

勤め・病気等で草刈が出来ない方は、シルバー人材センターへの雑草処理見積照会も行っておりますので、ぜひご相談ください。

また、町および農業委員会では、農業経営基



## 基盤強化法に基づく土地の貸し借りに関する

◆利用権設定とは  
《貸した農地は必ず返ってきます》  
農地を農地として貸し借りする場合は、通常は農地法の許可を受ける必要があります。

利用権設定とは、農地法の許可を要せずに、農地の貸し借りをする制度です。

貸し手と借り手で決めた期間がくれば貸借関係は終了し、貸していた農地は必ず返ってきます。

◆権利関係の記録を保管し、期間が終了する前にお知らせします。

貸し借りをしている農地の権利関係に関する記録は、農業委員会ですっかり保管します。

さらに、契約が終了する前には、貸し手・借り手双方にお知らせしますので、契約を更新するか、終了するかをその都度決定できます。

●申請の締め切り 毎月15日

※土日祝日に係る時は、その前開庁日

●必要なもの

所有者：印鑑証明書1通・実印

耕作者：印鑑証明書1通・実印

※町外の方が借りる場合は、耕作証明書（住民票のある市町村の農業委員会が発行しています）を一通お持ちください。利用権設定の申請書は、農業委員会に準備しています。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局 ☎52-5861